建築物

R３年４月

建築物の定期調査報告書の作成手引

1	綴り方	
2	受付管理票	
3	定期調査報告概要書	（第 36 号の３様式）
4	定期調査報告書	（第 36 号の２様式）
5	調査結果表	（別記）
6	関係写真	（別添 2 様式）
7	調査結果図	（別添 1 様式）
8	添付図面	

参考資料１　よくある質問と回答
参考資料２　タイル等の外壁調査について
参考資料３　報告書作成の参考資料

■　建築物の定期調査報告　関係法令（抜粋）
■　添付図面作成例

※「㉘」付の項目は平成 28 年度版から，「㉙」付の項目は平成 29 年度版から，「①」付の項目は令和元年度版から，「②」付の項目は令和２年度版から追加変更した部分です。

定期調査報告書の作成にあたり，検索サイトにて「京都市　定期報告」と入力し，京都市の「定期報告制度」内の「【3】　定期報告書類作成について（建築物）」のページを御覧ください。

なお，定期報告に必要な書類の様式は，京都市の「定期報告制度」のホームページ内の「【６】様式ダウンロード」のページより，ダウンロードして御使用ください。

また，提出前に「建築物定期調査報告チェックシート」によるチェックを行ったうえで御提出いただきますようお願いします。

京都市情報館 Kyoto City Official Website

定期報告制度　様式ダウンロード　**サイト内検索**

京都市　都市計画局
建築指導部　建築安全推進課

DO YOU KYOTO?

1　綴り方

・　**報告書**（調査結果表，調査結果図，関係写真，添付図面を含む)は，
正本と**副本**の **2 部**作成し，**受付管理票**及び**概要書**は **1 部**を**正本**に添付する。

・　提出の際は，**正本**は，穴あけのうえ，**ひも綴じ**の状態で提出する。
（差し替え等の可能性があるため，ホッチキス留めはしない）

・　提出の際は，**受付管理票**に必要事項を記入し，併せて提出する。

(1)　**正本**　**1 部**

㉘ **⑦の添付図面を付ける場合は別図参照と記入して⑥調査結果図を添付する。**

下記の順番に綴じる

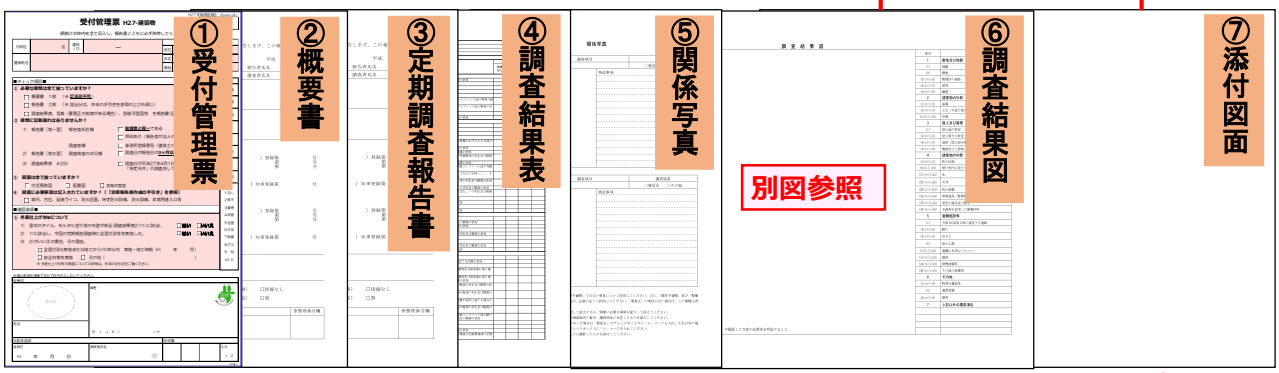

正本のみ

付近見取図⇒配置図⇒各階平面図
(地階⇒１⇒２⇒３…階)の順

(2)　**副本**　**1 部**（**注意事項は正本を参照**）

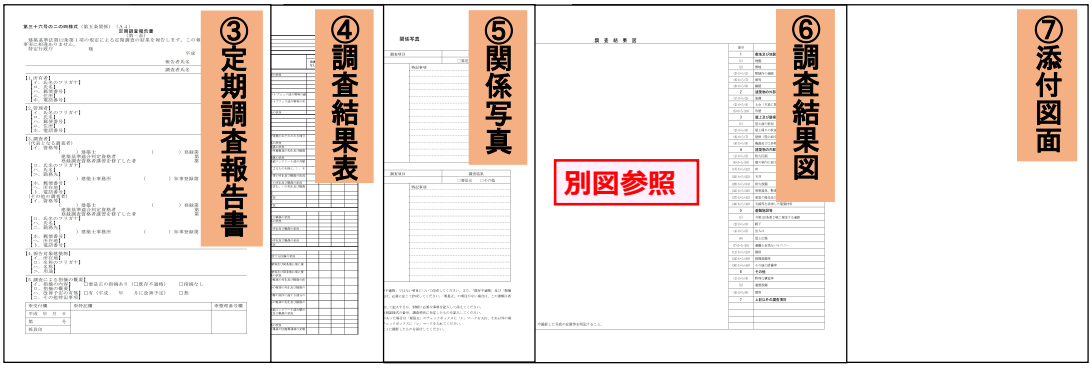

2　受付管理票

記入例

Kyoto city ☆

【窓口】　受付管理票

R3

網掛け**太枠内を全て記入**し，報告書とともに

所有者又は管理者の方にお送りしている**通知文に記載されている建物ID（英数字混合）**を記入してください。

建物ＩＤ	※建物IDは通知文（所有者等に送付）に記載しています。	G2　－　9999	担当者名（副本返却先）
			会社　株式会社　調査メンテナンス
建築物名	○○○○		氏名　調査　太助
			電話　075－2XX－XXXX

会社の代表者名ではなく，**報告書の持参者**を記入してください。

■チェック項目■

- □ **①必要な書類は全て揃っていますか？**
- □ **②報告書と概要書の内容は整合していますか？**
- □ **③報告書第一面５【イ.指摘の内容】で，要是正の項目のうち全てが既存不適格の場合は（□既存不適格）にも☑を記入**
- □ **④報告書第二面３【ロ.用途別】に建築基準法上の用途が記入されており，その用途が全て第一面４【二.用途】に記入されていますか**

提出書類を確認し，チェックしてください。
（注）この項目に不備がある場合，報告書を受領できませんので，必ず御確認ください。

【ご注意】受付時間は，平日午前９：００～１１：３

・受付期日直前の期間は受付時間を拡大します。詳細はホームページ
・提出時期に関わらず，１度に５件以上の報告書をご提出される場合

概要書 / 管理者 / 押印 / 登録 / 報告日 / 調査表 / 図面等

■確認事項■

外壁仕上げ材等の調査についてチェックしてください。

① 外装仕上げ材等について

1)　湿式のタイル，モルタル塗り等の外壁がある(調査結果表2(11)に該当)。　□ 有　□ 無

2)　1)が「有」に該当する建築物のうち，全面打診等の実施状況又は当該打診が必要ないと認められる場合はその理由。

- □ 今回の定期調査時に全面打診等を実施した
- □ 全面打診等を実施または竣工から10年
- □ 安全対策を実施
- □ その他の理由　（　　）

※ 外壁仕上げ材等の調査についての詳細は，作成の手引きをご覧ください。

その他の理由にチェックした場合は，具体的に記載してください。

定期報告制度の対象一覧表（リーフレット等）で御確認ください。

②防火設備について

1)　随時閉鎖式の防火設備※又はドレンチャーがある。　□ 有　□ 無

※煙（熱）感知器連動防火扉，防火シャッター，防火スクリーン等

2)　1)に該当し，「防火設備の定期報告（建築基準法第12条第3項）」が必要な建築物である。

- □ 対象　➡建築基準法第１２条第３項に基づく，防火設備の定期報告にてご報告ください。
- □ 対象外　➡本報告の**調査結果表　調査項目 7(1)～(5)についての結果報告が必要**です。

③小荷物専用昇降機について 定期報告対象となる小荷物専用昇降機がある。　□ 有　□ 無

※全ての出し入れ口の床面からの高さが50cm以上のものは対象外。

1なし / 2既不 / 3要是 / 4改善 / 9 他 / B 防 / N 荷 / S

※欄は事務処理欄ですので何も記入しないでください。

※受付

○その他の注意事項○
- 受付管理票は**建築物ごと（報告書ごと）に作成**してください。
- 受付管理票は正本に添付してください。
- **網掛け太枠内以外は記入しないでください。**

照合

担当　/

A B C D E F G H I J K
①ID用途面積（　　）㎡
②市指定用途（　　）㎡
③特殊建築物（　　）㎡

副本返却時に御記入いただく「受領者氏名」は，**「報告書持参者名」欄の氏名と同じ**になります。

※副本返却	
返却日	受領者氏名
R　年　月　日	

R3建-1

3　定期調査報告概要書

定期調査報告概要書は，定期調査報告書の内容を転記するため，**定期調査報告書を作成後に**作成してください。

最新の様式を使用

概要書　Kyoto City(R3.4)
※建物ＩＤ番号　G2　9999　㉘

建物ＩＤ番号を記入

第三十六号の三様式（第五条、第六条の三、第十一条の三関係）（Ａ４）

定期調査報告概要書

（第一面）

調査等の概要

【１．所有者】
【イ．氏名のフリガナ】カブシキガイシャ キョウト ダイヒョウトリシマリヤク キョウト ユウ
【ロ．氏　　名】株式会社 京都 代表取締役　京都 有
【ハ．郵便番号】60X-XXXX
【ニ．住　　所】京都市中京区河原町通御池上る〇〇町 XXX

定期調査報告書（第一面）の【1．所有者】欄より転記

【２．管理者】
【イ．氏名のフリガナ】カブシキガイシャ キョウトカンリ ダイヒョウトリシマリヤク キョウト カン
【ロ．氏　　名】株式会社 京都管理 代表取締役　京都 管
【ハ．郵便番号】60X-XXXX
【ニ．住　　所】京都市中京区寺町通御池上る〇〇町 XXX

定期調査報告書（第一面）の【2．管理者】欄より転記

【３．調査者】
（代表となる調査者）
【イ．資　　格】（ 一級 ）建築士　（ 大臣 ）登録第 ＊＊＊＊＊＊ 号
特定建築物調査員　第　号
【ロ．氏名のフリガナ】ﾄｯｹﾝ ｲﾁﾛｳ
【ハ．氏　　名】特建 一郎
【ニ．勤 務 先】特建一級建築士事務所
（ 一級 ）建築士事務所　（ 京都府 ）知事登録第 ※※※※※※ 号　㉘
【ホ．郵便番号】60X-XXXX
【ヘ．所 在 地】京都市中京区寺町通御池上る〇〇町 XXX
【ト．電話番号】075-2XX-XXXX

定期調査報告書（第一面）の【3．調査者】欄より転記

平成２８年６月１日から，建築物の調査者は，建築士以外では特定建築物調査員の資格が必要

（その他の調査者）
【イ．資　　格】（　　）建築士　（　　）登録第 〇〇〇〇〇 号
特定建築物調査員　第　号
【ロ．氏名のフリガナ】ﾁｮｳｻ ﾀﾛｳ
【ハ．氏　　名】調査 太助
【ニ．勤 務 先】株式会社 調査メンテナンス
（　　）建築士事務所　（　　）知事登録第　号
【ホ．郵便番号】60X-XXXX
【ヘ．所 在 地】京都市中京区寺町通御池上る〇〇町 XXX
【ト．電話番号】075-2XX-XXXX

【４．報告対象建築物】
【イ．所 在 地】京都市中京区河原町通御池上る〇〇町 XXX
【ロ．名称のフリガナ】オシコウジビル
【ハ．名　　称】押小路ビル
【ニ．用　　途】物販店舗，飲食店

定期調査報告書（第一面）の【4．報告対象建築物】欄より転記

【５．調査による指摘の概要】
【イ．指摘の内容】☑要是正の指摘あり　（□既存不適格）
【ロ．指摘の概要】防火扉の閉鎖速度が 10J を超えている，防火扉がくさびで固定，廊下に避難の支障となる物品あり，非常用照明の不点灯，**吹付け石綿等を使用している（既存不適格）**　②
【ハ．改善予定の有無】☑有　（ 令和３ 年 １０月改善予定）
【ニ．その他特記事項】

定期調査報告書（第一面）の【5．調査による指摘の概要】欄より転記

石綿に関する指摘は**既存不適格の場合でも**，指摘の概要として**記載する**。

【６．調査及び検査の状況】
【イ．今回の調査】☑実施（ 令和２ 年 ７ 月２０ 日実施）
【ロ．前回の調査】☑実施（ 平成２９年 ９ 月３０ 日報告）　□未実施
【ハ．建築設備の検査】☑実施（ 令和１ 年 ８ 月２０ 日報告）　□未実施
【ニ．昇降機等の検査】☑実施（ 令和１ 年 ８ 月２０ 日報告）　□未実施
【ホ．防火設備の検査】□実施（　　年　　月　　日報告）　☑未実施

定期調査報告書（第三面）の【1．調査及び検査の状況】欄より転記

【７．建築物等に係る不具合等の状況】
【イ．不具合等】□有　☑無
【ロ．不具合等の記録】□有　☑無
【ハ．不具合等の概要】
【ニ．改善の状況】□実施済　□改善予定（　　年
□予定なし　（理由：

イ，ロ，ニ欄は定期調査報告書（第三面）の【5．建築物等に係る不具合等の状況】欄より転記

ハ欄は，定期調査報告書（第四面）に記入された不具合の概要を全て記入

(2) 第二面　建築物及びその敷地に関する事項

概要書 Kyoto City(R3.4)
※建物ＩＤ番号
G2 9999
建物ＩＤ番号を記入

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

定期調査報告書（第二面）の【1. 敷地の位置】欄より転記

【１．敷地の位置】
【イ．防火地域】 □防火地域 □準防火地域
☑その他（ 法22条区域 ） □指定なし
【ロ．用途地域】 近隣商業地域，第一種住居地域

【２．建築物及びその敷地の概要】
【イ．構造】 ☑鉄筋コンクリート造 □鉄骨鉄筋コンクリート造
□鉄骨造 □その他（ ）
【ロ．階数】 地上 5 階 地下 1 階

定期調査報告書（第二面）の【3.階別用途別床面積】欄より転記

【ハ．敷地面積】 700.00 ㎡
【ニ．建築面積】 350.00 ㎡
【ホ．延べ面積】 2,050.00 ㎡

【３．階別用途別床面積】

	用途	床面積
【イ．階別用途別】（5階）	物販店舗	200.00 ㎡
5階	飲食店	150.00 ㎡
（4階）	物販店舗	200.00 ㎡
4階	飲食店	150.00 ㎡
（3階）	物販店舗	200.00 ㎡
3階	飲食店	150.00 ㎡
（2階）	物販店舗	200.00 ㎡
2階	飲食店	150.00 ㎡
（1階）	物販店舗	350.00 ㎡
地下1階	飲食店	300.00 ㎡
		㎡
【ロ．用途別】	物販店舗	1,150.00 ㎡
	飲食店	900.00 ㎡
		㎡

定期調査報告書（第二面）の【2. 建築物及びその敷地の概要】欄より転記

【４．性能検証法等の適用】 □耐火性能検証法 □防火区画検証法
□区画避難安全検証法（ 階） □全館避難安
□階避難安全検証法（ 階）
□その他（

定期調査報告書（第二面）の【4.性能検証法等の適用】欄より転記

【５．増築、改築、用途変更等の経過】
平成24 年 9 月 25 日 概要（ テナント変更による改修工事（1階） ）
年 月 日 概要（ ）
年 月 日 概要（ ）
年 月 日 概要（ ）

定期調査報告書（第二面）の【5.増築，改築，用途変更等の経過】欄より転記

【６．関連図書の整備状況】
【イ．確認に要した図書】 ☑有 （☑各階平面図あり） □無
【ロ．確認済証】 ☑有 □無
交付番号 昭和60 年 5 月 1 日 第 確85中＊＊＊ 号
交付者 ☑建築主事 □指定確認検査機関（ ）
【ハ．完了検査に要した図書】 ☑有 □無
【ニ．検査済証】 ☑有 □無
交付番号 昭和61 年 3 月 1 日 第 完85中＊＊＊ 号
交付者 ☑建築主事 □指定確認検査機関（ ）
【ホ．維持保全に関する準則又は計画】 □有 ☑無
【ヘ．前回の調査に関する書類の写し】 ☑有 □無 □対象外

定期調査報告書（第二面）の【6.関連図書の整備状況】欄より転記

【７．備　考】

新築　昭和55年＊月＊日　第確80中***号，昭和56年＊月＊日　第完81中***号
昭和60年5月1日　増築工事（第確85中***号）
平成20年3月29日　耐震改修工事

定期調査報告書（第二面）（第三面）の備考欄の内容を転記

（注意）
この様式には、第三十六号の二様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。なお、第一面の５欄の「ロ」及び「ニ」は同様式第三面の２欄から４欄において指摘があった項目について、第一面の７欄の「ハ」は同様式第四面に記入されたものについて、すべて記入してください。

4　定期調査報告書

報告書　Kyoto City(R3.4)

第三十六号の二様式（第五条関係）（Ａ４）

定期調査報告書
（第一面）

建築基準法第12条第1項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

特定行政庁　京都市長　様

京都市長と記入

所有者と管理者が異なる場合，**報告者は管理者**

提出日を記入

年　月　日

報告者氏名　株式会社 京都管理 代表取締役 京都 管

調査者氏名　特建 一郎

【１．所有者】
- 【イ．氏名のフリガナ】カブ シキガ イシャ キョウト ダ イチョウトリシマリヤク キョウト ユウ
- 【ロ．氏　名】株式会社 京都 代表取締役　京都 有
- 【ハ．郵便番号】60X-XXXX
- 【ニ．住　所】京都市中京区河原町通御池上る〇〇町 XXX
- 【ホ．電話番号】075-2XX-XXXX

【２．管理者】
- 【イ．氏名のフリガナ】カブ シキガ イシャ キョウトカンリ ダ イチョウトリシマリヤク キョウト カン
- 【ロ．氏　名】株式会社 京都管理 代表取締役　京都 管
- 【ハ．郵便番号】60X-XXXX
- 【ニ．住　所】京都市中京区寺町通御池上る〇〇町 XXX
- 【ホ．電話番号】075-2XX-XXXX

・所有者と管理者が同じ場合，【2.管理者】欄に**「同上」**と記入して**省略可**
・複数の場合は別紙に記載

【３．調査者】　当該建築物の調査を行ったすべての調査者について記入。３人以上の場合は，別紙に記載

（代表となる調査者）
- 【イ．資　格】（一級）建築士 特定建築物調査員　（大臣）登録第 ＊＊＊＊＊＊ 号
- 【ロ．氏名のフリガナ】ﾄｯｹﾝ ｲﾁﾛｳ
- 【ハ．氏　名】特建 一郎
- 【ニ．勤務先】特建一級建築士事務所　（一級）建築士事務所　（京都府）知事登録第 ※※※※※※ 号
- 【ホ．郵便番号】60X-XXXX
- 【ヘ．所在地】京都市中京区寺町通御池上る〇〇町 XXX
- 【ト．電話番号】075-2XX-XXXX

調査者の有する資格について，**登録番号**まで記入

勤務先が建築士事務所の場合は**登録番号**まで記入

法人の場合，勤務先について記入
法人でない場合，調査者の住所等を記入

（その他の調査者）
- 【イ．資　格】（　）建築士 特定建築物調査員　（　）登録第 第 〇〇〇〇〇 号
- 【ロ．氏名のフリガナ】ﾁｮｳｻ ﾀﾛｳ
- 【ハ．氏　名】調査 太助
- 【ニ．勤務先】株式会社 調査メンテナンス　（　）建築士事務所　（　）知事登録第　号
- 【ホ．郵便番号】60X-XXXX
- 【ヘ．所在地】京都市中京区寺町通御池上る〇〇町 XXX
- 【ト．電話番号】075-2XX-XXXX

第三面【2.調査の状況】に記入された事項を**すべて転記**（書き切れない場合は**別紙を添付**）

【４．報告対象建築物】
- 【イ．所在地】京都市中京区河原町通御池上る〇〇町×××
- 【ロ．名称のフリガナ】ｵﾌﾞ ｺｳｼﾞ ﾋﾞﾙ
- 【ハ．名　称】押小路ビル
- 【ニ．用　途】物販店舗，飲食店

面積の大きい順

「要是正」の項目が全て「既存不適格」の場合のみ☑を入れる

【５．調査による指摘の概要】
- 【イ．指摘の内容】☑要是正の指摘あり（□既存不適格）　□指摘なし
- 【ロ．指摘の概要】防火扉の閉鎖速度が 10J を超えている，防火扉がくさびで固定，廊下に避難の支障となる物品あり，非常用照明の不点灯，吹付け石綿等を使用している（既存不適格）
- 【ハ．改善予定の有無】☑有（令和２年10月改善予定）　□無
- 【ニ．その他特記事項】

石綿に関する指摘は**既存不適格の場合でも**，指摘の概要として**記載する**。 ②

指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年　月　日	※この欄には記入しない	
第　号		
係員氏名		

㉘ **建物ＩＤ番号を記入**　G2-9999

第三面【2.調査の状況】の【ハ．改善予定年月】のうち，**最も早いもの**を記入

(2) 第二面　建築物及びその敷地に関する事項

報告書　Kyoto City(R3.4)

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【１．敷地の位置】

【イ．防火地域等】　□防火地域　□準防火地域　☑その他（法 22 条区域）

【ロ．用途地域】　近隣商業地域，第一種住居地域

法 22 条区域の場合は「その他」に☑し，「**法 22 条区域**」と記入

・敷地が複数の用途地域に跨る場合，該当する**全ての用途地域**を記入
・**市街化調整区域**の場合はその旨を記入 ㉙

【２．建築物及びその敷地の概要】

【イ．構　造】　☑鉄筋コンクリート造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄骨造　□その他（　）

該当する**全ての**構造に☑を入れる

【ロ．階　数】　地上 5 階　地下 1 階

【ハ．敷地面積】　700.00 ㎡

【ニ．建築面積】　350.00 ㎡

【ホ．延べ面積】　2,050.00 ㎡

【３．階別用途別床面積】

【イ．階別用途別】	用途	床面積
（5 階）	物販店舗	200.00 ㎡
5 階	飲食店	150.00 ㎡
（4 階）	物販店舗	200.00 ㎡
4 階	飲食店	150.00 ㎡
（3 階）	物販店舗	200.00 ㎡
3 階	飲食店	150.00 ㎡
（2 階）	物販店舗	200.00 ㎡
2 階	飲食店	150.00 ㎡
（1 階）	物販店舗	350.00 ㎡
地下 1 階	飲食店	300.00 ㎡
		㎡
【ロ．用途別】		㎡
	物販店舗	1,150.00 ㎡
	飲食店	900.00 ㎡

上階

下階

各階の用途別床面積を**最上階から**記入

面積の記入方法については，**P19「参考資料１」の「４　建物の用途の書き方がわかりません」**を，御確認ください。

異種用途区画に関わるものは，必ず面積を分けてください！

【４．性能検証法等の適用】

適用がある場合は該当するものに☑を入れる

□耐火性能検証法　□防火区画検証法
□区画避難安全検証法（　階）
□階避難安全検証法（　階）　□全館避難安全検証法
□その他（　）

【５．増築、改築、用途変更等の経過】

平成 24 年 9 月 25 日　概要（テナント変更による改修工事（１階））
年　月　日　概要（　）
年　月　日　概要（　）
年　月　日　概要（　）

・**前回調査時以降**（初回調査の場合は，新築時以外）の増築，改築，用途変更，模様替の情報☆を全て記入

【６．関連図書の整備状況】

【イ．確認に要した図書】　☑有　（☑各階平面図あり）　□無

【ロ．確認済証】　☑有　□無
交付番号　昭和 60 年 5 月 1 日　第確 85 中＊＊＊ 号
交付者　☑建築主事　□指定確認検査機関（　）

【ハ．完了検査に要した図書】　☑有　□無

【ニ．検査済証】　☑有　□無
交付番号　昭和 61 年 3 月 1 日　第完 85 中＊＊＊ 号
交付者　☑建築主事　□指定確認検査機関（　）

【ホ．維持保全に関する準則又は計画】　☑有　□無

【ヘ．前回の調査に関する書類の写し】　□有　☑無　□対象外

初回調査の場合は，対象外に☑を入れる

【5.増築，改築・・】又は，【7.備考】に記載のうち，**直近**の建築確認に関する情報を記入

【７．備　考】

新築　昭和 55 年＊月＊日　第確 80 中***号，昭和 56 年＊月＊日　第完 81 中***号
昭和 60 年 5 月 1 日　増築工事（第確 85 中***号）
平成 20 年 3 月 29 日　耐震改修工事

・**新築時**の情報を記入
・**前回調査時より前**の増築，改築，用途変更，模様替の情報☆を全て記入

☆記入いただく情報について【共通】

- **建築確認がある工事は，「確認番号・検査済番号，各交付年月日」を記入**
- **建築確認のない工事は，「工事が完了した日」を記入**

※　建築時期の把握は**既存不適格の判断に必要**な情報ですので，**必ず御確認ください。**

※　確認年月日等は，確認申請書等を紛失した場合，**建築計画概要書等**で調べられる場合がありますので，**建築審査課**の窓口で**建築計画概要書等を閲覧**して記入してください。

(3) 第三面　調査等の概要

今回の調査が終了した年月日を記入
この日から３箇月以内に報告書を提出

報告書　Kyoto City(R3.4)

（第三面）

調査等の概要

直前報告日（受付印の日付）を記入

【１．調査及び検査の状況】

【イ．今回の調査】		令和２年７月２０日実施	
【ロ．前回の調査】	☑実施（	平成２９年９月３０日報告）	☐未実施
【ハ．建築設備の検査】	☑実施（	令和１年８月２０日報告）	☐未実施
【ニ．昇降機等の検査】	☑実施（	令和１年８月２０日報告）	☐未実施
【ホ．防火設備の検査】	☐実施（	年　月　日報告）	☑未実施

㉘

報告の対象となっていない場合は，未実施に☑をしてください。

【２．調査の状況】

（敷地及び地盤）← 調査結果表１「敷地及び地盤」について記入

【イ．指摘の内容】　☑要是正の指摘あり　（☑既存不適格）　☐指摘なし

【ロ．指摘の概要】

【ハ．改善予定の有無】　☐有　（　年　月に改善予定）　☑無

（建築物の外部）← 調査結果表２「建物の外部」について記入

【イ．指摘の内容】　☐要是正の指摘あり　（☐既存不適格）　☑指摘なし

【ロ．指摘の概要】

【ハ．改善予定の有無】　☐有　（　年　月に改善予定）　☐無

（屋上及び屋根）← 調査結果表３「屋上及び屋根」について記入

【イ．指摘の内容】　☐要是正の指摘あり　（☐既存不適格）　☑指摘なし

【ロ．指摘の概要】

【ハ．改善予定の有無】　☐有　（　年　月に改善予定）　☐無

（建築物の内部）← 調査結果表４「建築物の内容」及び７「上記以外の調査項目」について記入

【イ．指摘の内容】　☑要是正の指摘あり　（☐既存不適格）　☐指摘なし

【ロ．指摘の概要】　防火扉の閉鎖速度が 10J を超えている，防火扉がくさびで固定されている，**吹付け石綿等を使用している（既存不適格）**

【ハ．改善予定の有無】　☑有　（令和２年１０月に改善予定）　☐無

（避難施設等）← 調査結果表５「避難施設等」について記入

【イ．指摘の内容】　☑要是正の指摘あり　（☐既存不適格）　☐指摘なし

【ロ．指摘の概要】　廊下に避難の支障となる物品あり，非常用照明の不点灯

【ハ．改善予定の有無】　☑有　（令和２年１１月に改善予定）　☐無

（その他）← 調査結果表６「その他」について記入

【イ．指摘の内容】　☐要是正の指摘あり　（☐既存不適格）　☑指摘なし

【ロ．指摘の概要】

【ハ．改善予定の有無】　☐有　（　年　月に改善予定）　☐無

①　全て既存不適格の場合
イ　左端，中央の２箇所をチェック
ロ　概要は**記入不要※**
ハ　改善予定を記入
※石綿に関する指摘は既存不適格でも記入する。②

②　指摘なしの場合
イ　右端のみチェック
ロ　概要は記入不要
ハ　改善予定は記入不要

③　既存不適格以外の要是正ありの場合
イ　左端のみチェック
ロ　概要に既存不適格以外の指摘を記入※
ハ　改善予定を記入
※石綿に関する指摘は既存不適格でも記入する。②

・すでに改善済みの場合は，改善が完了した年月を記入
・要是正の指摘の改善予定年

④　すべて対象外の場合
イ　右端のみチェック
ロ　概要は記入しない
ハ　予定は記入しない

【３．石綿を添加した建築材料の調査状況】　（該当する室）

【イ．該当建築材料の有無】　☑有（飛散防止措置無）（機械室（未調査））
☐有（飛散防止措置有）（　　）
☐無

【ロ．措置予定の有無】　☑有　（令和２年１０月に改善予定）　☐無

【４．耐震診断及び耐震改修の調査状況】

①旧耐震基準の場合　　②新耐震基準の場合

【イ．耐震診断の実施の有無】	☑有	☐無	（平成１８年８月に実施予定）　☑対象外
【ロ．耐震改修の実施の有無】	☑有	☐無	（平成２０年３月に実施予定）　☑対象外

【５．建築物等に係る不具合等の状況】

【イ．不具合等】　☐有　☑無　前回調査時以降に把握した不具合だけを記入
【ロ．不具合等の記録】　☐有　☑無
【ハ．改善の状況】　☐実施済　☐改善予定（　年　月に改善予定）　☐予定

・S56.6.1 以降
新築工事着工
⇒新耐震基準
・S56.5.31 以前
新築工事着工
⇒旧耐震基準

【６．備　考】

不具合とは，内装材の脱落等のこと
※調査結果表の**「要是正の指摘」は不具合に含まれない**ので注意

(4) 第四面　建築物等に係る不具合等の状況

報告書　Kyoto City(R3.4)

（第四面）

建築物等に係る不具合等の状況

不具合が無い場合，第四面は**不要**

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

調査結果表の**要是正の指摘は不具合に含まれない**

（注意）

1．各面共通関係

① ※印のある欄は記入しないでください。

② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2．第一面関係

① 調査者が２人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。

② １欄及び２欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。

③ ３欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行ったすべての調査者について記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が１人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。

④ ３欄の「イ」は、調査者の有する資格について記入してください。調査者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。

⑤ ３欄の「ニ」は、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。

⑥ ３欄の「ホ」から「ト」までは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。

⑦ 第三面の２欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、５欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の２欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて５欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑧ ５欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。

⑨ ５欄の「ハ」は、第三面の２欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の２欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。

⑩ ５欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

※　次ページ以降は添付しない

①　この書類は、建築物ごとに作成してください。
②　敷地が複数の地域にまたがるときは、１欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第１項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。
③　１欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
④　２欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
⑤　３欄の「イ」は、建築基準法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。ただし、特定行政庁が報告の必要がある用途を定めている場合には、その用途について記入して下さい。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入してください。
⑥　３欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。
⑦　４欄は、建築基準法施行令第108条の３第２項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の３第５項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第129条第３項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の２第３項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の２、第67条の４及び第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第１項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
⑧　５欄は、前回調査時以降の建築（新築を除く。）、模様替え、修繕又は用途の変更（以下「増築、改築、用途変更等」という。）について、古いものから順に記入し、確認（建築基準法第６条第１項に規定する確認。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
⑨　６欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
⑩　６欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
⑪　６欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
⑫　６欄の「ニ」は、（注意）⑩に準じて記入してください。
⑬　６欄の「ホ」は、建築基準法第８条第２項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。
⑭　６欄の「ヘ」は、前回の定期調査の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
⑮　建築基準法第86条の８の規定の適用を受けている場合において、７欄にその旨を記載してください。
⑯　ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、７欄又は別紙に記載して添えてください。

４．第三面関係
①　この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する調査の結果について作成してください。
②　１欄の「イ」は、調査が終了した年月日を記入してください。
③　１欄の「ロ」から「ホ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
④　１欄の「ハ」から「ホ」までは、直前の報告について、それぞれ記入してください。
⑤　２欄の「イ」は、調査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第３条第２項（同法第86条の９第１項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑥　２欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。

⑦　２欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑧　３欄は、建築基準法第28条の２の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑨　４欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第２条第１項又は第２項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。

⑩　前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落等（以下「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、５欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑪　各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、６欄又は別紙に記入して添えてください。

５．第四面関係

①　第四面は、前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の２欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回調査時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。

②　「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。

③　「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。

④　「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。

⑤　「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」マークを記入してください。

⑥　「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

5　調査結果表

別記（Ａ４）

調査結果表　　Kyoto City(R3.4)

当該調査に関与した調査者		氏　名	調査者番号
	代表となる調査者	特建　一郎	1
	その他の調査者	調査　太助	2

番号		調　査　項　目	調査結果 指摘なし	要是正	既存不適格	担当調査者番号
1	**敷地及び地盤**					
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	○			
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	○			
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況	○			
(4)		有効幅員の確保の状況	○			
(5)		敷地内の通路の支障物の状況	○			
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況		○	○	1
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	○			1
~~(8)~~	擁壁	~~擁壁の劣化及び損傷の状況~~				
~~(9)~~		~~擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況~~				
2	**建築物の外部**					
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	○			1
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	○			1
~~(3)~~	土台（木造に限る。）	~~土台の沈下等の状況~~				
~~(4)~~		~~土台の劣化及び損傷の状況~~				
(5)	外壁 躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況				
~~(6)~~		~~木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況~~	―			
~~(7)~~		~~組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況~~	―			
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	／			
~~(9)~~		~~鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況~~				
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(11)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	○			
~~(12)~~		~~乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況~~	―			
~~(13)~~		~~金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況~~				
~~(14)~~		~~コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況~~	―			
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	○			
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	○			
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	○			1
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○			1
3	**屋上及び屋根**					
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	○			2
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況	○			2
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	○			2
~~(4)~~		~~金属笠木の劣化及び損傷の状況~~	―			
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	○			
~~(6)~~	屋根（屋上面を除く。）	~~の防火対策の状況~~	―			
~~(7)~~		~~の劣化及び損傷の状況~~	―			
(8)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	○			2
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○			2
4	**建築物の内部**					
(1)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況		○	○	1
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況	○			1
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況	○			
(4)		防火区画の外周部 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況	○			
(5)		令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	○			
~~(6)~~	壁の室内に面する部分 躯体等	~~木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況~~	―			
~~(7)~~		~~組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況~~	―			
~~(8)~~		~~補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況~~	―			
~~(9)~~		~~鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況~~	―			
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○			1
(11)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	○			1
(12)		部材の劣化及び損傷の状況	○			
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
(14)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○			
(15)	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	○			1
(16)	令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室 の仕上げの維持保全の状況	○			1

調査者が複数の場合は，調査者を特定できる番号を記入（一人の場合は省略可）

調査に関わったすべての調査者について記入

既存不適格である場合は，**「要是正」と「既存不適格」の両方に○を記入**

組積造又はＣＢ造の塀がある場合

擁壁がある場合

該当する項目がない場合は，対象外として取消線で抹消

建築物の構造が木造以外の場合は，対象外として取消線で抹消

建築物の構造に応じて，該当する調査項目にのみチェックを入れる

該当する項目がない場合は，セルの中に「－」又は「／」でも可

外装仕上げによりいずれかを選択（コンクリート打放し仕上等は対象外）

タイル貼り，モルタル仕上げ等の場合は，打診調査が必要 Ｐ20 の「タイル等の外壁調査について」参照

「昇降機の乗場扉に遮煙性能がない（既存不適格）**」**の指摘は，この欄に記入

屋根がある場合

竪穴区画

面積区画・高層区画

異種用途区画

該当する小項目が一つでもある場合は，中項目・大項目には取消線を引かない

防火区画を構成する壁がある場合は，調査対象となる

内装制限

~~(17)~~	床	躯体等	~~木造の床躯体の劣化及び損傷の状況~~	―			
~~(18)~~			~~鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況~~	―			
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	○			
(21)			部材の劣化及び損傷の状況	○			
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○			
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○			1
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	○			1
~~(25)~~		~~特定天井~~					
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）及び防		区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	○			1
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置	○			1
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第１第１号ロに規定する基準への適合の状況	○			
(29)			防火扉又は戸の開放方向	○			
(30)			常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況	○			
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	○			1
(32)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放	○			1
(33)			常閉防火扉等の固定の状況		○		1
(34)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	○			1
(35)			防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	○			1
(36)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況	○			1
(37)			採光の妨げとなる物品の放置の状況	○			1
(38)			換気のための開口部の面積の確保の状況	○			1
(39)			換気設備の設置の状況	○			1
(40)			換気設備の作動の状況	○			1
(41)			換気の妨げとなる物品の放置の状況	○			1
(42)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況		○	○	1
(43)			吹付け石綿等の劣化の状況				
(44)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止置の実施の状況				
(45)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及				
5	**避難施設等**						
(1)	令第120条第２項に規定する通路		令第120条第２項に規定する通路の確保の状況	○			1
(2)	廊下		幅員の確保の状況	○			1
(3)			物品の放置の状況		○		1
(4)	出入口		出入口の確保の状況	○			1
(5)			物品の放置の状況	○			1
~~(6)~~	屋上広場		~~屋上広場の確保の状況~~	―			
(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況	○			1
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況	○			1
(9)			物品の放置の状況	○			1
(10)			避難器具の操作性の確保の状況	○			1
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況	○			1
(12)			幅員の確保の状況	○			1
(13)			手すりの設置の状況	○			1
(14)			物品の放置の状況	○			1
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況	○			1
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況	○			1
~~(17)~~		屋外に設けられた避難階段	~~屋内と階段との間の防火区画の確保の状況~~	―			
~~(18)~~			~~開放性の確保の状況~~	―			
~~(19)~~		特別避難階段	~~バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況~~	―			
~~(20)~~			~~付室等の排煙設備の設置の状況~~	―			
~~(21)~~			~~室等の排煙設備の作動の状況~~	―			
~~(22)~~			~~室等の外気に向かって開くことができる窓の状況~~	―			
~~(23)~~			~~品の放置の状況~~	―			
(24)	排煙設備等	防	煙区画の設置の状況				
(25)			煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況	○			
~~(26)~~			~~可動式防煙垂れ壁の作動の状況~~	―			
(27)		排煙設備	排煙設備の設置の状況	○			
(28)			排煙設備の作動の状況				
(29)			自然排煙口の維持保全の状況	○			
(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	○			1
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況	○			1
~~(32)~~		~~非常用エレベーター~~	~~乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況~~	―			
~~(33)~~			~~乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況~~	―			
~~(34)~~			~~乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況~~	―			
~~(35)~~			~~乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況~~	―			
~~(36)~~			~~物品の放置の状況~~	―			
~~(37)~~			~~非常用エレベーターの作動の状況~~	―			
(38)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況		○		1
(39)			非常用の照明装置の作動の状況	○			1
(40)			照明の妨げとなる物品の放置の状況	○			1

200㎡を超え，かつ，天井高さ 6mを超える特定天井がある場合

防火区画を構成する床がある場合は，**調査対象となる**

常時閉鎖式防火設備の閉鎖速度等は適正か等

28

常時閉鎖の防火戸が，くさびやひもで固定され，閉まらない状態になっていないか等

1

既存不適格ではない**要是正**の指摘がある場合は，要是正の欄のみに○印

欄中に記載された石綿等の建築材料を使用していない場合は，対象外として取消線で抹消

図面判断等で石綿含有吹付け建材使用のおそれがあり，**分析調査を行っていない**場合についても**要是正**とする

建築基準法施行令122条及び123条に基づく,避難階段及び特別避難階段についての調査項目

自然排煙口のみが設置されている場合でも，**調査対象になる**ので，要注意

5(28)は**機械式の排煙設備**の調査結果を記入

該当する中項目が一つでもある場合は，大項目には取消線を引かない

6	**その他**						
~~(1)~~	等 特殊な構造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	~~膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況~~	—			
~~(2)~~			~~膜張力及びケーブル張力の状況~~	—			
~~(3)~~		免震構造建築物の免震層及び免震装置	~~免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）~~	—			
~~(4)~~			~~上部構造の可動の状況~~	—			
~~(5)~~	避雷設備		~~避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況~~	—			
~~(6)~~	煙突	建築物に設ける煙突	~~煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況~~	—			
~~(7)~~			~~付帯金物の劣化及び損傷の状況~~	—			
~~(8)~~		令第138条第１項第１号に掲げる煙突	~~煙突本体の劣化及び損傷の状況~~	—			
~~(9)~~			~~付帯金物の劣化及び損傷の状況~~	—			
7	**上記以外の調査項目**						
(1)	防火設備（防火扉，防火シャッターその他これらに類するものに限る。）		昭和４８年建設省告示第２５６３号第１第一号ロに規定する基準についての適合の状況	1	○		1
(2)			常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外の防火設備（以下「随閉防火設備」という。）における煙又は熱を感知し自動的に閉鎖又は作動させる装置の設置の状況	○			
(3)			随閉防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況	○			
(4)			随閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	○			
(5)			随閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	○			1

1 防火設備の定期報告が対象外の場合，調査が必要

1 要是正の指摘がある場合，報告書第三面２の（建築物の内部）に当該指摘を記入

その他確認事項

法12条3項の規定による検査を要する防火設備の有無　☐ 有（　　階）　☑ 無

特記事項

番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
1(6)	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の	コンクリートブロック塀に控え壁がない（既存不適格）	大規模改修時に控え壁を設置する。	大規模改修時
4(1)	令第112条第９項に規定する区画の状況	エレベーター竪穴区画の防火設備に遮煙性能がない（既存不適格）	大規模改修時に遮煙性能がある扉に交換する。	大規模改修時
4(33)	常時閉鎖の防火戸の固定の状況	常時閉鎖防火扉がくさびで固定されている。	くさびをはずす。	R3.7
4(42)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等を使用している（既存不適格）	吹付け石綿等の除去等工事を行う。	(R4.10)
5(3)	廊下の物品の放置の状況	廊下に避難の支障となる物品あり	物品を撤去する。	R3.7
5(39)	非常用の照明装置の作動の状況	非常用照明のバッテリーが切れている	バッテリーを交換する。	(R4.10)
7(1)	昭和４８年建設省告示第２５６３号第１第一号ロに規定する基準についての適合の状況	随時閉鎖式防火設備の閉鎖スピードが10Jを超えている。	防火設備の調整を行う。	(R4.10)

既存不適格の場合はその旨を記載する

同じ調査項目内に２以上の指摘がある場合は，どちらも記入する

改善予定年月は，（　　）付で記入し，すでに改善済の場合は，改善が完了した年月を記入する

（注意）

① この書類は、特

② 記入欄が不足す、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の２様式第一面３欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が１人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。

④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑤ 「調査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。

⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が１人の場合は、記入しなくても構いません。

⑩ ７「上記以外の調査項目」欄は、第１ただし書の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、７は削除して構いません。

⑪ 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は動作ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。

⑫ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

⑬ 配置図及び各階平面図を別添１の様式に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してくださ

⑭ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添２の様式に従い添付してください。

・改善予定年月は，既存不適格の項目以外は，原則，**所有者・管理者とあらかじめ協議のうえ，予定を記入してください。**即時対応可能な内容は，改善済で報告してください。
・**予定の記入がない場合は，提出時に別途改善予定計画書の報告を求める場合があります。**

6　関係写真

※　既存不適格以外の要是正の指摘箇所の写真を添付する

調査結果表の「番号」と「調査項目」を転記

Kyoto City

別添２様式（Ａ４）

関係写真

要是正の指摘があるものは☑を記入

部位	番号	調査項目	調査結果
	4-(33)	常時閉鎖の防火戸の固定の状況	☑要是正　□その他

特記事項

常時閉鎖防火扉がくさびで固定されている。

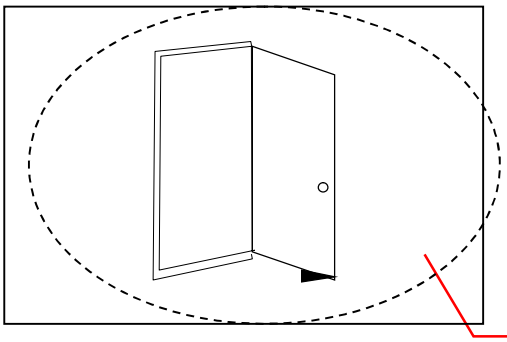

要是正以外の特記事項がある場合は☑を記入

指摘内容を記入

写真を添付

部位	番号	調査項目	調査結果
			□要是正　□その他

写真貼付

特記事項

（注意）

① この書類は、調査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入してください。

④「調査結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

7　調査結果図

図面は**Ａ３を折りＡ４**とし，下記の項目を記載してください。

① **要是正の指摘のあった箇所（既存不適格含む）**
② **写真を撮影した位置**
③ **指摘事項（調査結果表の指摘番号を含む）**

別添1様式　(A3)

調　査　結　果　図

別図参照

※　図面が小さくなる場合，既存図面をそのまま使用する場合等は，**別図参照と記入して，**図面を添付

注）配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

番号	調査項目
1	**敷地及び地盤**
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	擁等
(8)から(9)	擁壁
2	**建築物の外部**
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台（木造に限る。）
(5)から(18)	外壁
3	**屋上及び屋根**
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況（屋上面を除く。）
(6)から(7)	屋根（屋上面を除く。）
(8)から(9)	機器及び工作物（冷却等設備、等）
4	**建物の内部**
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(33)	防火設備又は戸
(34)から(35)	照明器具、懸垂物等
(36)から(41)	居室の採光及び換気
(42)から(45)	石綿等を添加した建築材料
5	**避難施設等**
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	**その他**
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	**上記以外の調査項目**

８ 添付図面（図面に明示すべき事項等）

（京都市建築基準法施行細則　別表第６による）

１　添付する図面の種類

- **付近見取図**
- **配置図**
- **各階平面図**

２　作成上の注意

- 図面のサイズは，原則，**Ａ４**又は**Ａ３を折りＡ４**とする。やむを得ずＡ３を超える大きさの図面とする場合は，その図面を折り**Ａ４サイズ**となるようにする。
- 既存図面を複写して使用する場合には，鮮明さが損なわれないように注意する。（**室名**や**寸法**が読めない，**壁**と**開口部**の区別がつかない等，**不鮮明な図面については，鮮明な図面に差し替えを求めることがあります。**）
- 増築や間仕切り変更等の改修を行った場合は，必ず**最新の図面**を添付する。
- 各図面には必ず図面名称（付近見取図，配置図，○階平面図など）を記入する。
- 平面図はできるだけ１枚に集約し，止むを得ず非常用照明等を別図面とする等，平面図が２種類以上の場合は，図面名称に記入する。

３　図面に明示すべき事項と記入上の注意

[付近見取図]

明示すべき事項

(1)　方位，道路及び目標となる地物

[配置図]

明示すべき事項

(1)　**縮尺及び方位**

- 縮尺と方位記号の記入漏れが多いので，**必ず記入する**。
- 「1/200」や「1/400」など，なるべく縮尺の定まった図面を添付する。

(2)**敷地の境界線**

- 敷地の境界線を記入する。

(3)**敷地内における建築物の位置及び用途**

- 建築物の位置及び用途を記入し，必要に応じて敷地の境界線から建築物までの距離を記入する。
- 敷地内に複数棟ある場合，調査対象の建築物がわかるよう明記する。

(4)**敷地が接する道路の位置，幅員及び種類**

- 道路の位置，幅員を記入する。
- 道路の種類については，建築基準法上の道路の種類を記入する。

(5)**敷地が道路に接する部分及びその長さ**

- 敷地が道路に接する部分及びその長さを記入する。

[各階平面図]

明示すべき事項

(1)　**縮尺及び方位**

・　縮尺と方位記号の記入漏れが多いので，**必ず記入する**。

・　「1/200」や「1/400」など，なるべく縮尺の定まった図面を添付する。

・　建物の外形や柱心等，主要な寸法は記入すること。

(2)　**間取り及び各室の用途**

・　間取り及び各室の用途を記入する。

(3)　**開口部の位置及び種類**　㉘

・　建物の開口部の位置及び種類（延焼のおそれのある部分にある防火設備の明記等）を図示する。

(4)　**防火設備の位置及び種類**　㉘

・　**防火設備**，**特定防火設備**の位置は，次ページの凡例（表示例）を参考にして図示する。

・　**常時閉鎖**，**随時閉鎖**の別が分かるように明記する。

(5)　**昇降機の位置及び種類**　㉘

・　昇降機の位置及び種類（エレベーター，エスカレーター，小荷物専用昇降機）を明記する。

(6)　**延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造**

・　延焼のおそれのある部分については，次ページの凡例（表示例）を参考にして着色線引きする。ただし，敷地が広い等で，建築物に延焼のおそれのある部分がない場合は，配置図に延焼ラインを着色線引きする。

・　外壁及び軒裏の構造は，「防火構造」，「耐火構造」，「準耐火構造」等の種類を記入する。

(7)　**防火区画**の位置　㉘

・　防火区画については，次ページの凡例（表示例）を参考にして着色線引きする。

(8)　**非常口，非常用進入口及び避難施設の位置**

・　非常用進入口については，次ページの凡例（表示例）を参考にして図示する。

・　避難施設として，劇場等における客席からの出口の戸（令第 118 条），直通階段，避難階段，特別避難階段，屋外への出口（令第 125 条），屋上広場等の周囲の手すり壁，さく又は金網（令第 126 条）の位置を図示する。

※以下の表示例を参考にして，
必ず凡例を記載する。

添付図面作成例

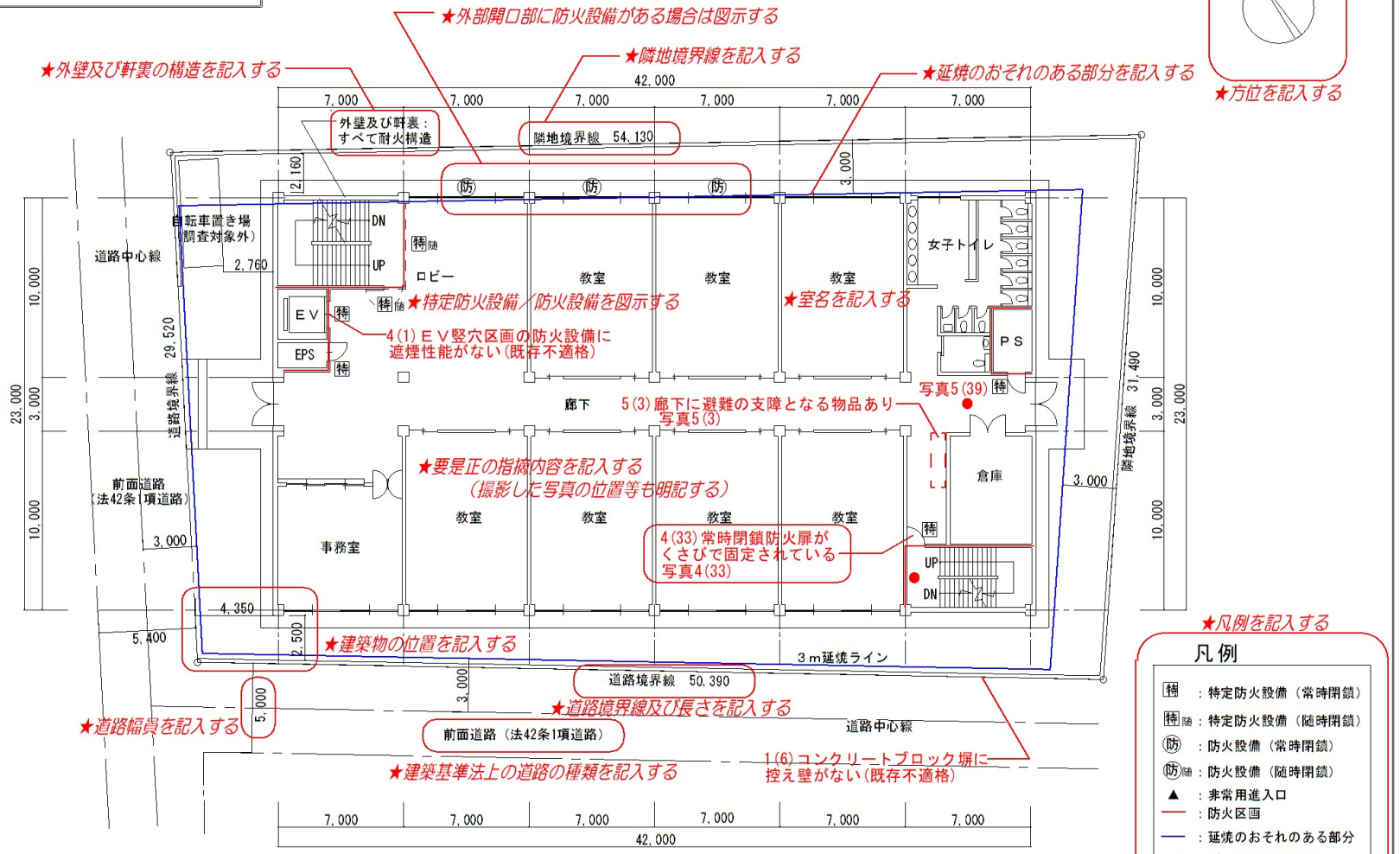

施設名称	図面名称	縮尺
○○○○学校	配置図兼１階平面図	S=1/300

参考資料1

報告書の作成にあたり，よくある質問と回答

1　所有者と管理者が違う場合の報告者はどちらか？

・　所有者と管理者が異なる場合，**報告者は管理者**になります。

2　管理者とはどういった者か？

・　管理者とは，「所有者とは別に建築物の維持管理，長期修繕計画等に主体的に関与している者」のことで，清掃やメンテナンス等を行ういわゆる「管理会社」ではありません。建物の維持管理を所有者・管理者双方で行われている場合等は，双方でお話し合いのうえ，御報告ください。
・　また，分譲マンションや区分所有建物の場合は，管理組合の理事長等の代表者が報告者になります。

3　一級建築士，二級建築士であれば，調査は可能か？

・　一級建築士，二級建築士が定期調査又は検査を業として行う場合は，建築士法に基づき，事務所登録を受けている建築士事務所に所属している必要があります。（ただし，所有者・管理者の自社内の一級建築士，二級建築士が行う場合は除きます。）

4　建物の用途の書き方がわかりません

・　用途は，原則建築基準法上の用途を記載してください。複数の用途がある場合は，面積の大きいものから順に記入してください。階別用途別の欄は，下記の記載例のように，ホテルの事務室や倉庫は，あくまでもホテルの一部ですので，ホテルと記入してください。
なお，複数の用途がある場合の共用部分は適宜，面積比で案分する等してください。
また，店舗は「店舗」ではなく，「飲食店」，「物販店舗」などの用途を記入してください。

★用途について
主要な用途のための事務室や廊下，倉庫等は個別に記入せず，主要な用途ごとの面積を記入する。

【例】ホテルの場合	誤		正
（　客室　）	（ 500㎡ ）		
（　廊下　）	（ 100㎡ ）	→　（ホテル）（ 700㎡ ）	
（　倉庫　）	（　50㎡ ）		
（ 事務室 ）	（　50㎡ ）		

5　建築確認の番号等がわかりません

・　昭和２５年１１月の建築基準法施行以降に建築された建築物は，確認図書等が紛失された場合でも，建築計画概要書や受付カード等で確認年月日が調べられる場合がありますので，**建築審査課**の窓口で**建築計画概要書等**を閲覧して，記入してください。それでもなお不明の場合は，図書の整備状況等は，すべて「**☑無**」にしてください。
・　建築時期の把握は既存不適格の判断に必要な情報ですので，調査の前に，まず，建築時期を御確認ください。

6　耐震診断・耐震改修欄の記入方法がわかりません

・　**昭和５６年５月３１日以前**に着工した建築物は，**旧耐震基準**の建築物になりますので，耐震診断・耐震改修の有無を記入してください。耐震診断を実施し，その結果，耐震改修が不要だった建築物は，【ロ．耐震診断の実施の有無】を「**☑有**」として，【ロ．耐震改修の実施の有無】を「**☑対象外**」としてください。
・　**昭和５６年６月１日以降**に着工した建築物は，**新耐震基準**になりますので，どちらも「**☑対象外**」としてください。
・　**耐震改修促進法**における耐震診断義務がある建築物について，**確認する項目ではありませんので，**御注意ください。

参考資料２

タイル等の外壁調査について

調査結果表の調査項目**2(11)「タイル，石貼り等（乾式工法によるものを除く。），モルタル等の劣化及び損傷の状況」**の詳細については，**「平成２０年３月１０日 国土交通省告示第２８２号」**及び**「国土交通省技術的助言（国住指第２号 平成２０年４月１日）」**を御確認ください。

（本市で下記のとおりまとめましたので，参考としてください。）

１　調査対象

仕上げ材の**下地材としてコンクリート，プレキャストコンクリート（ＰＣａ）パネル，ＡＬＣパネル**などに**モルタル又は接着剤等で貼り付けられたタイル，石貼り等**及び現場，工場等でコンクリートなどと同時に打ち込まれたもの。また，上記**コンクリート系下地材に，モルタル塗り仕上げ**など，仕上げ材が下地から剥がれ落ちた場合，歩行者などに危害を加える外壁仕上げ材。

２　調査基準

開口隅部，水平打継部，斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し，その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し，異常が認められた場合にあっては，落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。

ただし，竣工後，外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後１０年を超え，かつ３年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあっては，**手の届く範囲の打診や目視による異常の有無にかかわらず**，落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（３年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。

３　語句解説

⑴　落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分

当該壁面の前面かつ当該壁の高さの概ね２分の１の水平面内に，公道，不特定又は多数の人が通行する私道，構内通路，広場を有する壁面。

ただし，別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている部分を除く。

⑵　別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合

壁面直下に鉄筋コンクリート造，鉄骨造等の強固な落下物防御施設（屋根，ひさし等）が設置され，又は植込み等により影響角（タイル等のはく落の危険のある外壁の各部分について，縦２，横１の割合のこう配で引き下した斜線と外壁面とのなす角）が完全に遮られ，被災の危険がないと判断される場合。

（参考）調査フロー ㉘

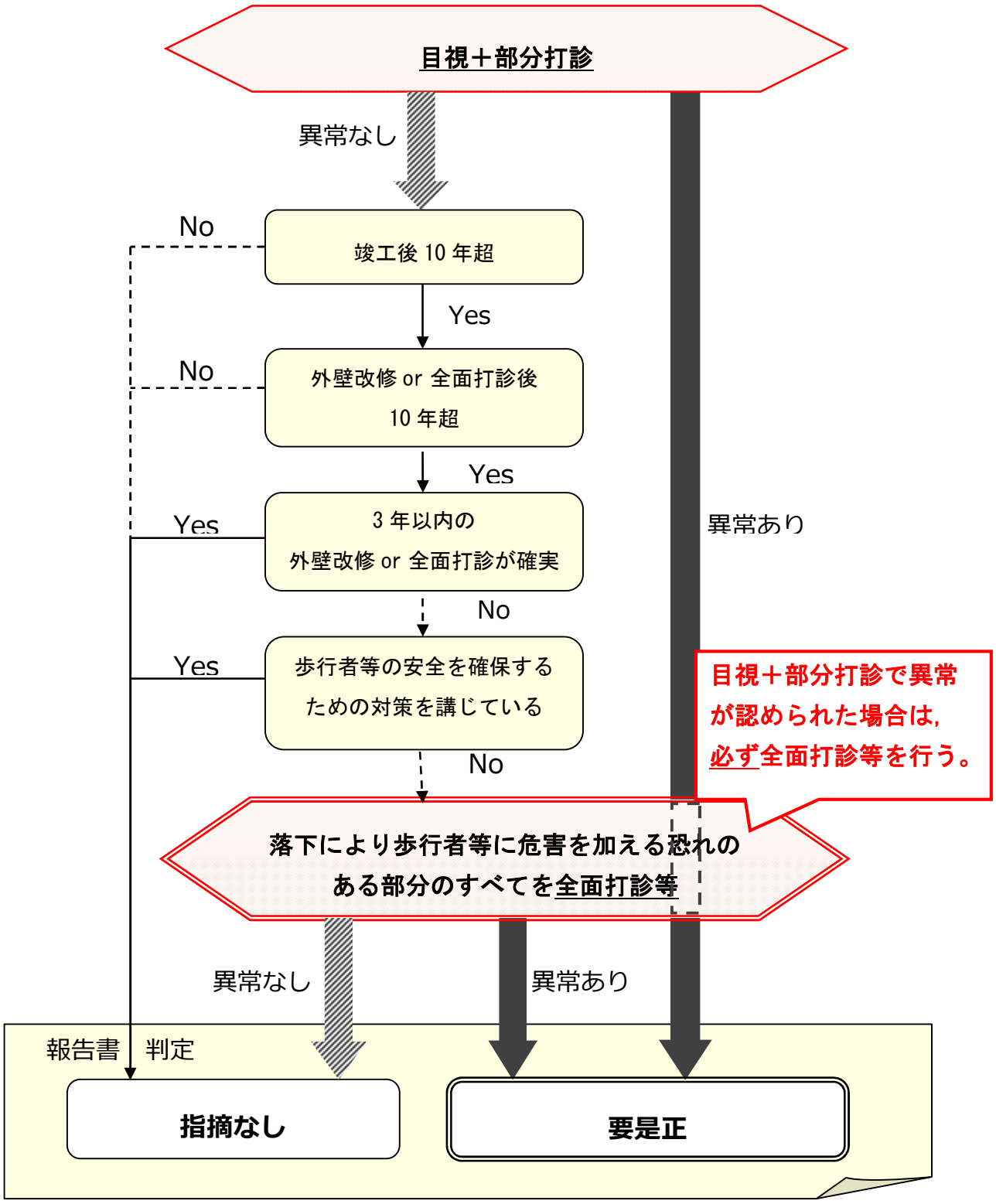

（注）当該調査の実施後３年以内に外壁改修若しくは全面打診等が行われることが確実である場合とは

法第８条第２項の規定による維持保全計画書等において外壁改修又は全面打診等の時期が明確にされており，かつ，これまででも当該維持保全計画書等に従って外壁改修又は全面打診等が行われている場合等。（**調査結果表の「特記事項」の欄にこの旨を記載すること。**）

参考資料3

以下，報告書作成の参考としてください。

（１）主な既存不適格について

内容	基準が変わった時期
竪穴区画が形成されていない	昭和 44 年 5 月 1 日
排煙設備がない	昭和 46 年 1 月 1 日
非常用照明がない	昭和 46 年 1 月 1 日
非常用進入口がない	昭和 46 年 1 月 1 日
６階以上に居室が有る場合に２以上の直通階段がない	昭和 49 年 1 月 1 日
はめ殺し窓に硬化性シーリングが使用されている	昭和 54 年 4 月 1 日
延焼のおそれのある部分の開口部に線入りガラスが使用されている	昭和 58 年 7 月 8 日
階段に手すりがない	平成 12 年 6 月 1 日
昇降機の乗場扉に遮煙性能がない	平成 14 年 6 月 1 日

（２）よく見られる指摘事項と対応する調査結果表の番号

指摘の内容	番号
階段や廊下に障害物があり，避難の支障となっている。	5(3),5(14)
常時閉鎖式防火戸がくさび等で固定されているため，火災時に機能しない。	4(33)
排煙窓が物品等でふさがれているため，作動しない。	5(29)
排煙窓のオペレーターが物品等でかくれているため，操作できない。	5(29)
非常用照明が点灯しない。（特に球切れ，バッテリー型のバッテリー切れ）	5(39)
屋外の物干し等の屋根材が不燃材料となっていない。	3(6)
敷地内通路や避難通路に扉や門が施錠され，避難の支障となっている。	1(3)
敷地内通路の幅が法令で必要とされる幅を確保できていない。	1(4)

建築物の定期調査報告　関係法令（抜粋）

■建築基準法

（報告、検査等）　①

第12条　第６条第１項第１号に掲げる建築物で安全上，防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国，都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第３項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては，管理者。第３項において同じ。）は，これらの建築物の敷地，構造及び建築設備について，国土交通省令で定めるところにより，定期に，一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第３項において，「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷，腐食その他の劣化の状況の点検を含み，これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第３項の検査を除く。）をさせて，その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

２　（略）

３　（略）

４　（略）

㉘ **第101条**　次の各号のいずれかに該当する者は、１００万円以下の罰金に処する。

１　（略）

２　第１２条第１項又は第３項（これらの規定を第８８条第１項又は第３項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

■建築基準法施行令

（勧告の対象となる建築物）　①

第14条の2　法第１０条第１項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

１　法別表第１（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が３以上でその用途に供する部分の床面積の合計が１００平方メートルを超え２００平方メートル以下のもの

２　事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第６条第１項第１号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が５以上で延べ面積が１，０００平方メートルを超えるもの

（定期報告を要する建築物等） ①

第16条　法第１２条第１項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第１（い）欄（１）項から（４）項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とする。

一　地階又は３階以上の階を法別表第１(い)欄(1)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が１００平方メートル以上の建築物

二　劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が１階にないもの

三　法別表第１（い）欄（２）項又は（４）項に掲げる用途に供する建築物

四　３階以上の階を法別表第１(い)欄(３)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が２０００平方メートル以上の建築物

２　法第１２条第１項の政令で定める建築物は、第１４条の２に規定する建築物とする。

３　（略）

■建築基準法施行規則　㉘

（建築物の定期報告）

第5条　法第１２条第１項の規定による報告の時期は，建築物の用途，構造，延べ面積等に応じて，おおむね６月から３年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては，その直後の時期を除く。）とする。

１　法１２条第１項の安全上,防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物について，建築主が法第７条第５項又は法第７条の２第５項の規定による検査済証（新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合

２　法第１２条第１項の規定により特定行政庁が指定する建築物について,建築主が法第７条第５項又は法第７条の２第５項の規定による検査済証（当該指定のあつた日以後の新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合

２　法第１２条第１項の規定による調査は，建築物の敷地，構造及び建築設備の状況について安全上，防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし，当該調査の項目，方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

３　法第１２条第１項の規定による報告は,別記第３６号の２様式による報告書及び別記第３６号の３様式による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし，特定行政庁が規則により別記第３６号の２様式，別記第３６号の３様式又は国土交通大臣が定める調査結果表に定める事項その他の事項を

記載する報告書の様式又は調査結果表を定めた場合にあつては，当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。

４　法第１２条第１項 の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

（建築物調査員資格者証等の種類）

第６条の５　法第１２条第１項（法第８８条第１項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する建築物調査員資格者証の種類は，特定建築物調査員資格者証及び昇降機等検査員資格者証とする。

２　（略）

■告示　㉘

平成２８年１月２１日 国土交通省告示第２４０号

定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件

第１　建築基準法施行令（以下「令」という。）第１６条第１項に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）別表第１(い)欄(１)項から(４)項までに掲げる用途に供しないものを除く。）以外のものとする。

１　地階又は３階以上の階を法別表第１(い)欄(１)項に掲げる用途（屋外観覧場を除く。）に供する建築物（地階及び３階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ１００平方メートル以下のもの（以下「 特定規模建築物 」という。）を除く。）及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が２００平方メートル以上の建築物

２　劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が１階にないもの

３　地階又は３階以上の階を病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。第３第２号において同じ。）、ホテル又は旅館の用途に供する建築物（特定規模建築物を除く。）及び当該用途に供する２階の部分（病院又は診療所にあっては、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が３００平方メートル以上の建築物

４　地階又は３階以上の階を次項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物（特定規模建築物を除く。）及び当該用途に供する２階の部分の床面積の合計が３００平方メートル以上の建築物

５　３階以上の階を法別表第１(い)欄(３)項に掲げる用途（学校又は学校に附属する体育館その他これに類する用途を除く。）に供する建築物（特定規模建築物を除く。）及び当該用途に供する部分の床面積の合計が２０００平方メートル以上の建築物

６　地階又は３階以上の階を法別表第１(い)欄(４)項に掲げる用途に供する建築物（特定規模建築物を除く。）、当該用途に供する部分の床面積の合計が３０００平方メートル以上の建築物及び当該用途に供する２階の部分の床面積の合計が５００平方メートル以上の建築物

２　高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。

１　共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第５条の２第６項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１５項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）

２　助産施設、乳児院及び障害児入所施設

３　助産所

４　盲導犬訓練施設

５　救護施設及び更生施設

６　老人短期入所施設その他これに類するもの

７　養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム

８　母子保健施設

９　障害支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（ 利用者の就寝の用に供するものに限る。）

第２　（略）

第３　（略）

■建築士法

（登録）

第23条　一級建築士，二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は，他人の求めに応じ報酬を得て，設計，工事監理，建築工事契約に関する事務，建築工事の指導監督，建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理（木造建築士又は木造建築士を使用する者（木造建築士のほかに，一級建築士又は二級建築士を使用する者を除く。）にあつては，木造の建築物に関する業務に限る。以下「設計等」という。）を業として行おうとす

るときは，一級建築士事務所，二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて，その建築士事務所について，都道府県知事の登録を受けなければならない。

■京都市建築基準法施行細則

（特定建築物等の定期報告）②

第２８条　法第１２条第１項の規定により市長が指定する特定建築物は，次に掲げるもの（令第１６条第１項に規定する建築物を除く。）とする。

(1)　別表第５の中欄に掲げる用途に供するもので，その用途に供する部分の床面積の合計が同表の右欄に掲げる床面積の合計の欄に掲げる面積を超えるもの

(2)　次に掲げる用途に供するもので，その用途に供する地階又は３階以上の部分の床面積の合計が１００平方メートルを超えるもの（避難階（令第１３条第１号に規定する避難階をいう。以下同じ。）以外の階を法別表第１(1)の項から(4)の項までに掲げる用途に供しないものを除く。）

ア　別表第５　１の項から３の項まで，７の項又は８の項に掲げる用途

イ　別表第５　４の項又は５の項に掲げる用途（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成２８年１月２１日国土交通省告示第２４０号）第１第２項に掲げる高齢者，障害者等の就寝の用に供する用途に限る。）

(3)　別表第５　６の項に掲げる用途（学校又は体育館若しくは令第１１５条の３第２号に規定する用途（学校に附属するものに限る。）を除く。）に供するもので，その用途に供する３階以上の部分の床面積の合計が１００平方メートルを超えるもの（避難階以外の階を法別表第１(1)の項から(4)の項までに掲げる用途に供しないものを除く。）

(4)　劇場，映画館又は演芸場の用途に供する建築物で，主階が１階にないもの

２　省令第５条第１項の規定により市長が定める時期は，別表第５の２の中欄に掲げる用途の区分に応じ，同表の右欄に掲げるところによる。ただし，一の敷地内に同一の用途に供する複数の建築物がある場合において，当該建築物に関する報告をする際に，次回以降の報告の時期について，同表に掲げる報告の時期と異なる報告の時期（当該報告の周期が６月以上３年以内となるものに限る。）を定め，当該報告の時期に係る計画書を提出し，かつ，市長が適当と認めるときは，当該計画書に定める時期とする。

３　法第１２条第１項に規定する調査の項目，方法及び結果の判定基準は，建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目，方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成２０年３月１０日国土交通省告示第２８２号）第１に規定するもののほか，市長が定めて告示する。

４　省令第５条第４項の規定により市長が定める書類は，別表第６に掲げる図書その他市長が必要と認める図書とする。

５　法第１２条第１項に規定する調査は，同項の規定による報告の日前３月以内に行われたものでなければならない。

（定期報告対象建築物等の建築等の通知） ①

第30条　建築主は，次の各号のいずれかに該当する建築物（以下この条において「定期報告対象建築物」という。）を建築する場合（増築する場合にあっては，増築後の建築物が定期報告対象建築物となる場合を含む。）又は建築物の用途の変更をして定期報告対象建築物にする場合においては，その旨を文書により市長に通知しなければならない。遊戯施設の築造主が令第１３８条第２項第２号又は第３号に掲げる遊戯施設を設置するときも，同様とする。

(1)　令第１６条第１項に規定する建築物

(2)　第２８条第１項に規定する市長が指定する特定建築物

(3)　定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成２８年１月２１日国土交通省告示第２４０号）第３第２号に規定する建築物

２　定期報告対象建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあっては，管理者。以下この項において同じ。）は，当該建築物を除却し，その用途を変更し，又はその使用を中止し，若しくは再開するときは，その旨を文書により市長に通知しなければならない。令第１６条第３項第１号に規定する昇降機又は令第１３８条第２項各号に掲げる工作物（以下この条において「定期報告対象昇降機等」という。）の所有者が，当該定期報告対象昇降機等を廃止し，又はその運行を１月以上休止し，若しくは再開するときも，同様とする。

３　定期報告対象建築物又は定期報告対象昇降機等の所有者又は管理者が変更したときは，新たに所有者又は管理者となった者（所有者と管理者が異なる場合にあっては，管理者）は，その旨を文書により市長に通知しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　建築基準法施行令（以下「令」という。）第１６条第１項に規定する建築物で，別表第５の２に掲げる報告の時期が平成２８年となるもののうち，同年が初回の報告となるものに係る建築基準法施行規則（以下「省令」という。）第５条第１項の規定により市長が定める時期は，第２８条第２項本文の規定にかかわらず，この規則の施行の日（以下

「施行日」という。）から平成２９年１２月２５日までとする。

３　（略）

４　（略）

別表第５（第２８条関係）㉘①②

区分	用途	床面積の合計
1	劇場，映画館，演芸場，観覧場(屋外に客席を有するものを除く。)，公会堂又は集会場	500 平方メートル
2	病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	500 平方メートル
3	ホテル又は旅館	500 平方メートル
4	下宿，共同住宅又は寄宿舎(昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事に着手したものに限る。)	1,000 平方メートル
5	令第 115 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる児童福祉施設等	500 平方メートル
6	学校，体育館，博物館，美術館，図書館，ボーリング場，スキー場，スケート場，水泳場又はスポーツの練習場	1,000 平方メートル
7	百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	500 平方メートル
8	キャバレー，カフェー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場，公衆浴場，待合，料理店又は飲食店	500 平方メートル
9	自動車車庫，自動車修理工場，映画スタジオ又はテレビスタジオ	1,000 平方メートル
10	事務所その他これに類する用途(当該用途に供する建築物の階数が 5 以上である場合に限る。)	1,000 平方メートル
11	前各項に掲げる用途のうち 2 以上の用途に供するもの	1,500 平方メートル

別表第５の２（第２８条関係）㉘

用途	報告の時期
劇場，映画館，演芸場，観覧場(屋外に客席を有するものを除く。)，公会堂又は集会場	平成２９年から３年目ごとの年の１２月２５日
病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	平成３０年から３年目ごとの年の１２月２５日
ホテル又は旅館	平成２８年から３年目ごとの年の１２月２５日
下宿,共同住宅又は寄宿舎	平成２９年から３年目ごとの年の１２月２５日
令第１１５条の３第１項第１号に掲げる児童福祉施設等	平成２９年から３年目ごとの年の１２月２５日
学校,体育館,博物館,美術館,図書館,ボーリング場，スキー場，スケート場，水泳場又はスポーツの練習場	平成２８年から３年目ごとの年の１２月２５日
百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	平成２９年から３年目ごとの年の１２月２５日
キャバレー，カフェー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場，公衆浴場，待合，料理店又は飲食店	平成２８年から３年目ごとの年の１２月２５日
自動車車庫,自動車修理工場,映画スタジオ又はテレビスタジオ	平成３０年から３年目ごとの年の１２月２５日
事務所その他これに類する用途（当該用途に供する建築物の階数が５以上である場合に限る。）	平成３０年から３年目ごとの年の１２月２５日
別表第５に掲げる用途のうち２以上の用途に供するもの	平成２８年から３年目ごとの年の１２月２５日

別表第６（第２８条関係）㉘

付近見取図	方位，道路及び目標となる地物
配置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 敷地内における建築物の位置及び用途 (4) 敷地が接する道路の位置，幅員 (5) 敷地が道路に接する部分及びその長さ
各階平面図	(1) 縮尺，方位及び寸法 (2) 間取り及び各室の用途 (3) 開口部の位置及び種類 (4) 防火設備の位置及び種類 (5) 昇降機の位置及び種類 (6) 延焼のおそれがある部分の外壁及び軒裏の構造 (7) 防火区画の位置 (8) 非常口，非常用進入口及び避難施設の位置

■京都市告示　①②

京都市告示第500号

京都市建築基準法施行細則（以下，「細則」という。）第２８条第３項の規定により市長が付加できる定期調査における調査の項目，方法及び結果の判定基準について，細則第２８条第１項第１号に規定する市指定特定建築物に限り，次のとおり付加することとする。

平成３０年１２月２８日

京都市長　門川　大作

区分	調査項目		調査方法	判定基準
(1)	防火設備（防火扉，防火シャッターその他これらに類するものに限る。）	昭和４８年建設省告示第２５６３号第１第一号ロに規定する基準についての適合の状況	常時閉鎖した状態にあるもの以外の防火扉（以下「随閉防火扉」という。）にあっては，各階の主要な随閉防火扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し，扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに，必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。防火シャッター等にあっては，各階の主要な防火シャッター等を作動させて確認する。ただし，３年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては，当該記録により確認することで足りる。	昭和４８年建設省告示第２５６３号第１第一号ロの規定に適合しないこと。
(2)		常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外の防火設備（以下「随閉防火設備」という。）における煙又は熱を感知し自動的に閉鎖又は作動させる装置の設置の状況	目視により確認する。	令第１１２条第１８項の規定に適合しないこと。

区分	調査項目		調査方法	判定基準
⑶		随閉防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	随閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第１１２条第１８項第二号に規定する特定防火設備又は防火設備に限る。）に支障があること。
⑷		随閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な随閉防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし，３年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては，当該記録により確認することで足りる。	随閉防火設備が閉鎖又は作動しないこと。
⑸		随閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより随閉防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。

附　則

（施行期日）

１　この告示は，平成３１年１月１日から施行する。

（適用区分）

２　この告示の施行の日前に終えた定期調査については，なお従前の例によることとする。

３　この告示の施行の日から平成３１年１２月３１日までの期間に終えた定期調査については，なお従前の例によることができる。

（都市計画局建築指導部建築安全推進課

定期報告に係る
改善（計画・完了）報告書

法人の場合は，その事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名を記入してください。

令和　　年　　月

京　都　市　長　　様

いずれかに○をしてください。

（所有者又は管理者）
住所　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
氏名　株式会社○△　　代表取締役　京都太郎
電話　０７５－２２２－３６１３

（担当者：京都花子　電話番号：075-222-361　）

報告年を記入してください。

次の建築物の**平成・令和**（　元　）年の定期報告書（**建築物・建築設備・防火設備**）による報告の際に指摘のあった要是正項目について，（**改善計画を作成・改善が完了**）しましたので，報告します。

いずれかに○をしてください。

建物ＩＤを必ず記入してください。

１　報告する建築物について

ＩＤ	Ｅ１　－０００Ｏ
名称	○△荘
所在地	京都市　下京区　○○町１２３４
定期報告の報告日	平成・令和　元　年　１２　月　１　日（受付印の押印日）

２　改善内容について

計画の場合は，予定を必ず記載してください。

(1)　改善内容

要是正の調査・検査項目	改善内容	完了（予定）年月日
4(32)防火戸閉鎖不良	防火戸調整	令和○○年 12 月末
5(39)非常用照明バッテリー切れ	バッテリーを交換	令和２年４月

(2)　添付書面（添付したものに☑をしてください。）

- ☑　図面（必ず添付が必要です。）
- ☑　写真（完了報告の場合添付してください。）
- ☐　その他（

計画の場合は図面を，完了の場合は図面と写真を必ず添付してください。定期報告に添付の図面を活用してください。

注１　下線部は記入又は該当する項目に○印を付けてください。

※副本の交付を希望される場合は，正副２部をご提出ください。
※この様式は，京都市の定期報告のホームページからダウンロードできます。「京都市 定期報告」で検索してください。

管理者等の**変更**や定期報告が**対象外**であることを報告する書類です。

（変更・対象外等）理由報告書

（京都市建築基準法施行細則第３０条第２項・３項の規定による報告書）

令和　　年　　月　　日

京　都　市　長　　様

（所有者又は管理者）
住所　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
氏名　株式会社〇△　代表取締役　京都太郎
電話　０７５－２２２－３６１３
（担当者：京都花子　電話番号：075-222-361

法人の場合は，その事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名を記入してください。

次の建築物の定期調査報告及び定期検査報告に関する事項について，京都
３０条第２項・３項の規定により報告します。

１　報告する建築物について（報告日における状況を記入してください。）

建　物　Ｉ　Ｄ	Ｇ３　－　９９９９
名　　称	〇△ビル
所　在　地	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

建物を特定するため建物ＩＤも必ず記載してください。

２　報告事項について（該当する事項の□に✔印を記し，必要事項を記入してください。）

(1) 変更	□ 所有者 □ 管理者 □ 案内通知送付先 ※複数変更がある場合は別紙を添付してください。	(新) 〒 住所： 氏名： 電話： (旧) 住所： 氏名： 電話：	(変更が生じた日) 年　月 日 (理由) □ 人事異動 □ 売買による □ その他 （　　）
	□ その他 （　　）	(新) (旧)	(変更が生じた日) 年　月　日
(2) 対象外	□ 使用休止	□ 全部※ □ 一部※　(使用部分床面積)　㎡ ※定期的に通知文が届きます。その都度本書面を御提	(対象外となった日)
	□ 除却	(除却年月日)　年　月	
	☑ 非該当 (非該当の種別) □ 建築物 □ 建築設備 □ 防火設備	□ 用途が該当しない □ 面積が該当しない □ 対象設備なし □ その他	**(理由)** ※階別・用途別床面積等，対象外の理由を記入してください。 １階　物販店舗　５００㎡ ２階　集会場　５００㎡ ３階　物販店舗　３００㎡ 集会場５００㎡，物販８００㎡ 合計１３００㎡のため。
(3) その他			

建築設備が対象外の場合の記入例です。

所有者の変更を報告される場合で，新所有者を御存知の場合は記入してください。

注１　下線部は該当する項目に〇印を付けてください。
注２　必要に応じて図面等を添付してください。

※　事務処理欄				
				入力

定期報告対象建築物の建築等を行う場合に事前に提出が必要な書類です。

通知者の住所及び氏名は，建築主と同じになります。

複数棟ある場合は，棟ごとに作成してください。

定期報告対象建築物等の建築等通知

（宛　先）　京　都　市　長	年　月　日
通知者の住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地） 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488	通知者の氏名（法人にあっては，名称及び代表者名） 株式会社〇△□ 代表取締役　京都太郎 電話　075 ― 222 ― 3613

京都市建築基準法施行細則第３０条第１項の規定により通知します。

建築物等の名称	〇△□ビル			
敷地の地名地番	京都市　中京　区　寺町通御池上る上本能寺前町 4			
建築主	住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地） 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488			
	氏名（法人にあっては，名称及び代表者名） 株式会社〇△□　代表取締役　京都太郎　電話　0			
定期報告関係事項	通知の対象	種別	対象建築物の規模等	対象設備
	☑建築物	建築物	☑該当　□非該当	
		建築設備	☑該当　□非該当	☑有　□無
		防火設備	☑該当　□非該当	☑有　□無
		昇降機		☑有　□
	□工作物	工作物の概要		
主要用途	（区分　08400　）ホテル			
工事種別	□新築又は新設　□増築（□別棟での増築）　□改築　□移転　☑用途変更			
既存建築物概要	確認済証	☑有（昭和 55 年 10 月 1 日　第　0000　号）　□無		
	定期報告	☑対象（定期報告 ID　D1　―　0000　）　□対象外		
計画変更	□該当　（前回の確認済証　年　月　日　第　号） ☑非該当			
工事完了予定年月	2020 年　12 月			

以下の①～③のいずれか
① 自然換気を除く換気設備で風道を有するもの
② 排煙機又は送風機を有する排煙設備
③ 非常用の照明装置

随時閉鎖又は作動できる防火設備

注１　該当する□には，レ印を記入してください。
　２　複数の棟がある場合は，棟ごとに作成してください。
　３　定期報告関係事項の各欄は，建築基準法施行令第１６条並びに京都市建築基準法施行細則第２８条第１項及び第２９条第１項の規定に従い記入してください。
　４　主要用途の欄は，建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い，対応する記号を記入したうえ，その内容をできるだけ具体的に記入してください。
　５　既存建築物概要の欄は，工事種別が増築（別棟での増築を除く。）又は用途変更の場合にのみ記入してください。
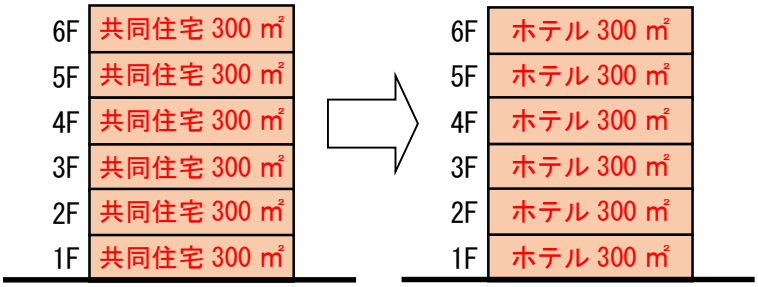
（参考例）
階数：地上６階建て
延床面積：1,800 ㎡
共同住宅（旧耐震）から，
ホテルに用途変更をした場合